

改正医療法

一医師の資質、医療安全について一

副会長 宮本値 一

平成18年に成立したいわゆる『医療制度改革関連法』により、医療法の一部が改正された。有床診療所に関する規定については、すでに本年1月から施行されている。4月からはさらに多岐にわたる規定が施行される。今回の改正の大きな柱は、①医療計画制度の見直し、②患者への医療情報提供の推進、③医師不足への対応、④医療安全の確保、⑤医療の資質向上、⑥医療法人制度改革、⑦高額医療費の現物給付化、⑧感染症法改正である。本稿では、医師の資質向上と医療安全の確保に関する改正点を概説する。

医療従事者の資質向上に関しては、①行政処分を受けた医師への再教育の義務化、②処分内容等の変更、③医師の氏名などの公表、をあげている。①の再教育の義務化は長期にわたる業務停止処分を受けた場合、停止前の医療技術を保つことができない、業務停止期間中の医療技術の進歩も十分に習得できない一などの懸念に対応するもの。②の処分内容

表 1 医療従事者の資質の向上

行政処分を受けた医師への再教育の義務化 如 分

- ・処分類型に「戒告」を追加
- ・医業停止期間の上限を3年とする
- ・医師としての品位を損するような行為のために免許取消処分を受けた者は、処分日から起算して5年を経過しない場合は再免許を与えない
- ・再教育研修を受けなかった者に対し罰則 (50万円以下の罰金)

- ・登録事項に「登録年月日」「再教育を終了した旨」を追加
- ・「罰金以上の刑に処された」「医事に関し犯罪・不正があった」などを理由に処分する場合、行政処分を回避する目的で免許を自主的に返上することができないよう、その手続が結了するまでは当該医師の登録を抹消できない旨の規定を追加

医師の氏名などの公表

「医籍の登録年月日」「医師の氏名・性別」「処分に関する事項」を公表する。ただし、再教育研修を終了した者(医業停止期間を経過していないものを除く)への処分情報は、個人情報保護の観点から公表の対象外とする。改正法施行前の処分は医業停止期間が終わるまでの間、公表の対象とする

変更では、業務停止を伴わない処分類型として「戒告」を追加したほか、医業停止処分の上限を3年とした。③では、国民からの照会に対し、「医籍の登録年月日」「医師の氏名・性別」「処分に関する事項」を公表する(表1参照)。

医療安全確保の施策としては、全医療機関に対し医療安全確保体制、院内感染防止対策体制、医薬品安全管理体制、医療機器安全管理体制ーの整備を義務付け、それぞれ、指針や手順書の作成、委員会の設置や職員研修の実施などを求めている。ただし、医療安全委員会の設置については、無床診療所には適用されない。また、院内感染防止対策指針、医薬品安全使用の手順書、医療機器保守点検計画ーの策定については施行日から3カ月間の経過措置が設けられる。

具体的には、1. 医療の安全を確保するための措置として、①医療に係る安全管理のための指針の作成、②安全管理のための委員会の設置、③安全管理のための職員研修の実施、

表 2 医療安全の確保

医療安全確保の義務付け

- ○医療安全確保の措置
- 医療安全管理指針の策定
- 医療安全管理委員会の設置
- ・職員研修の実施(3カ月間の猶予期間)
- 〇院内感染対策体制
- ・院内感染対策指針の策定

(3カ月間の猶予期間)

- 院内感染対策委員会の開催
- ・従業員への研修の実施
- ○医薬品安全管理体制
- ・医薬品安全使用のための手順書の作成 (3カ月間の猶予期間)
- ・責任者の配置、従業員への研修
- ○医療機器安全管理体制
- ・従業員への研修
- ・医療機器保守点検に関する計画の策定 (3カ月間の猶予期間)

医療安全支援センターの制度化

都道府県の医療安全支援センター設置の努力義務を規定

- ・患者・家族からの苦情・相談に応じ、患者・ 家族・病院等管理者への助言
- ・病院等管理者・従業者、患者・家族、住民への情報提供

④事故報告等の医療に係る安全の確保を目的 とした改善策の措置。2. 院内感染対策につ いては、①院内感染対策のための指針の作成、 ②院内感染対策委員会の設置、③院内感染対 策のための研修会の開催、④感染症の発生状 況の報告など改善の措置。3. 医薬品の安全 管理については、①安全使用のための責任者 の配置、②医薬品安全使用のための研修会の 実施、④医薬品の安全使用のための業務に関 する手順書の作成と、それに基づく業務の確 認、⑤情報の収集など改善策の措置。5. 医療 機器の保守・点検に関しては、①医療機器の 安全使用のための責任者の配置、②医療機器 の安全使用のための研修の実施、③医用機器 の保守点検計画の策定、それに則った適切な 実施、④必要な情報の収集等(表2参照)。

ここ10年間の医療安全、医師の資質向上に 関する日本医師会の主な取り組みを列記した (表3参照)。

表3 医療安全、医師の資質に関する日本医 師会の対策

一 一 ローム マンハンス	•
平成 9年 7月	日本医師会医療安全対策委員
	会の設置
平成12年 2月	医の倫理綱領
平成12年 7月	日本医師会内に「患者の安全
	確保対策室」設置
平成13年 2月	日本医師会医療安全推進者養
	成講座の開講
平成13年 4月	日本医師会医療安全器材開発
	委員会の設置
平成13年 6月	「都道府県医師会患者の安全
	確保担当理事連絡協議会」の
	開催
平成14年12月	日本医師会自浄作用活性化委
	員会設置
平成16年 2月	医師の職業倫理指針
平成16年 8月	第127回日本医学会シンポジ
	ウム「医学・医療安全の科学」
	の開催
平成17年 8月	日本医師会「医療事故防止研
	修会」開催

さまざまな対策がとられており、実効をあげている、あるいはあげつつあるものもあるが、引き続き検討しなければならない課題は多い。そのなかの一つに医師免許更新制の議論がある。

第116回日本医師会定例代議員会では、北海 道医師会の城 守代議員が医師免許更新制に ついての日本医師会の見解を質したのに対し て、飯沼常任理事は「医師の不断の努力、研 鑽を正当に評価してもらうよう、国民に見え やすくすることが時代の要請として不可欠。 医師免許の更新が『官』の制度ではなく、学 術団体の自発的生涯教育の結果として、われ われが自身で免許更新をするのだという意気 込みで進みたい」と述べている。第27回日本 医学会総会・パネル「医師の生涯教育」でも、 医師免許更新制が話題となり、「国がやること ではなく、学会、医師会が自浄作用として チェックしていかなければならない」(木下勝之・日本医師会常任理事)、「社会の納得のため、何らかの形での更新制が必要」(永井良三・日本内科学会理事長)など、今後の重要な課題との認識が示された。

また、柳沢厚生労働大臣は4月20日の衆議院 教育再生特別委員会で、教育改革関連法案が 教員免許更新制導入を含んでいることに関連 し、野党が医師免許の更新制度も検討すべき だとしていることに対し、「医師会の生涯教育 制度や学会の専門医制度があり、医師が自主 的に新しい知識を学ぶ体制を維持している」 と述べ、否定的な見解を示した。

医療に対する信頼を得るために図る資質向上の努力は、医療に携わる者の内発的動機によることが第一義的であることを、『官』による強制的制度にさせないためにも、われわれは肝に銘じておかなければならない。

平成19年春の叙勲・褒章受章者(北海道医師会員)

先般、平成19年春の叙勲・褒章受章者が発表され、当会会員で以下の方々が叙勲の栄誉に浴されました。ここに受章者の方々のご功績をたたえ、謹んでご芳名を掲載させていただきます(敬称略)。

受章者各位には、心からお祝いを申し上げます。

◇瑞宝重光章

廣重 力 元北海道大学学長

教育研究功労

◇旭日双光章

赤倉 昌己 元北海道医師会副会長

保健衛生功労

◇瑞宝双光章

山口 忠 山口医院院長 学校保健功労

黒木俊郎顧問弁護士のご執筆による『新版「医事紛争Q&A」』は、今号の掲載をお休みさせていただきます。

なお、会員の皆様からのご質問をお待ちいたしております。E-mail (ihou@m. doui. jp)・FAX (011-252-3233) 等で情報広報部宛お寄せください。